（特定産業廃棄物処理施設）

第三十四条　法第二十四条第二項の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一　廃棄物処理令第七条第一号、第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設であって、特定産業廃棄物の処分の用に供されるものであること。

二　前号に掲げるもののほか、廃棄物処理令第七条第一号、第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設であって、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在するもの（第三十二条第二号の環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）であること。

三　産業廃棄物の最終処分場であって特定産業廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたものであること。

（特定産業廃棄物処理施設維持管理基準）

第三十五条　法第二十四条第二項の環境省令で定める特定産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　廃棄物処理令第七条第一号に掲げる施設にあっては、次によること。

イ　第三十三条第一号ロ及びハの規定の例によること。

ロ　次に掲げる事項の記録を作成し、当該施設の廃止までの間、保存すること。

(1)　処分した特定産業廃棄物の種類及び数量

(2)　処分した特定産業廃棄物ごとの処分を行った年月日

(3)　処分した特定産業廃棄物ごとの受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地

(4)　イの規定によりその例によることとされる第三十三条第一号ロ(2)及びハの規定による測定

二　廃棄物処理令第七条第三号、第五号、第八号、第十一号の二、第十二号又は第十三号の二に掲げる施設にあっては、第三十三条第一号イからニまでの規定の例によること。

三　廃棄物処理令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場にあっては、次によること。

イ　第三十三条第二号イからハまでの規定の例によること。

ロ　次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

(1)　埋め立てられた特定産業廃棄物の種類（当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号ハに規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

(2)　埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

(3)　イの規定によりその例によることとされる第三十三条第二号イの規定による測定、イの規定によりその例によることとされる同号ロの規定による水質検査及びイの規定によりその例によることとされる同号ハの規定による措置

四　廃棄物処理令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場にあっては、次によること。

イ　第三十三条第二号イの規定の例によること。

ロ　浸透水（特定産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。ニにおいて同じ。）による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。

(1)　埋立処分開始前に事故由来放射性物質について第二十六条第四項第二号イ(1)の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

(2)　埋立処分開始後、事故由来放射性物質について第二十六条第四項第二号イ(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ハ　ロの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、速やかに最終処分場への特定産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

ニ　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十年総理府・厚生省令第一号）第二条第一項第三号ハに規定する採取設備により採取された浸透水中の事故由来放射性物質の濃度を、第二十六条第四項第二号ハの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ホ　ニの規定による測定の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、速やかに最終処分場への特定産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

ヘ　次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

(1)　埋め立てられた特定産業廃棄物の種類（当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号ハに規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

(2)　埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

(3)　イの規定によりその例によることとされる第三十三条第二号イ及びニの規定による測定、ロの規定による水質検査並びにハ及びホの規定による措置

五　廃棄物処理令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場にあっては、次によること。

イ　第三十三条第二号イからホまでの規定の例によること。

ロ　次に掲げる事項の記録及び特定産業廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

(1)　埋め立てられた特定産業廃棄物の種類（当該特定産業廃棄物に第三十一条第三号ハ又はニに規定する特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

(2)　埋め立てられた特定産業廃棄物ごとの埋立処分を行った年月日

(3)　イの規定によりその例によることとされる第三十三条第二号イ及びホの規定による測定、イの規定によりその例によることとされる同号ロの規定による水質検査並びにイの規定によりその例によることとされる同号ハの規定による措置

（除染特別地域の指定の公告等）

第三十六条　法第二十五条第四項の規定による公告は、除染特別地域を指定した年月日を明らかにし、当該地域の区域を明示して、官報に掲載して行うものとする。

2　法第二十五条第四項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書に除染特別地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。

一　除染特別地域の区域

二　除染特別地域を指定した年月日

（身分を示す証明書）

第三十七条　法第二十七条第五項の証明書の様式は、様式第五号のとおりとする。

（特別地域内除染実施計画に係る軽微な変更）

第三十八条　法第二十九条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　対象区域の面積の十パーセント未満の変更

二　実施する区域の面積の十パーセント未満の変更

三　土壌等の除染等の措置の追加と変更のうち軽微なもの

四　着手予定時期及び完了予定時期の変更

（特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の内容の掲載事項）

第三十九条　法第三十条第四項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地

二　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

三　土壌等の除染等の措置の実施予定月

四　その他必要な事項

（関係人の意見提出の手続）

第四十条　法第三十条第五項の意見書の提出は、様式第六号に従い、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　意見の内容